別紙1

かえで保育所　病児保育　受け入れ基準

〔利用可能な場合〕
　医療機関（かかりつけ医）を受診して診断書を医師に記入してもらい、病児保育が可能である旨の診断を受けて、診断書を持参した場合

〔受け入れ可能な症状〕
・39℃程度までの発熱性疾患（解熱剤使用の際は6時間経過後の体温で評価）
・軽微な鼻水、咳などの急性上気道症状
・軽微な嘔吐、下痢などの急性胃腸炎症状

〔利用できない場合〕
・病児保育の契約が前日までに締結できていない場合
・医師による診断を受けていない場合
・医師による診断書を提出できない場合

〔受け入れできない症状〕
・39℃以上の発熱が続いている場合
・嘔吐、下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
・咳、喘鳴（ゼーゼー）がひどく、呼吸困難である場合（喘息発作を含む）
・ほとんど飲んだり食べたりできない場合
・点滴などの医療行為を行っている場合
・重篤な疾患で入院等の措置が必要と考えられる場合
・難治性の疾患で治療が継続している場合
・免疫抑制剤の投与中であって、免疫機能が著しく低下している状態
・感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
・てんかん発作が頻回に怒っている場合